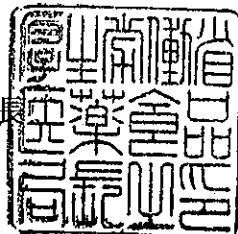


薬食発0921第1号
平成24年9月21日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成24年政令第245号。以下「改正政令」という。）（官報第5890号）が平成24年9月21日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。）（官報第5890号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会长、全国化学工業薬品団体連合会会长、日本製薬団体連合会会长、公益社団法人日本薬剤師会会长及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

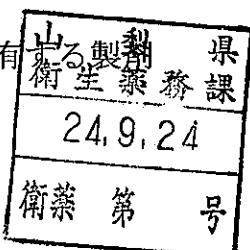
第1 改正政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

- (1) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
- (2) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。）
- (3) 1, 1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- (4) トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
- (5) ヘキサキス（ β , β -ジメチルエネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フエンブタスズ）及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- (2) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有する製剤
- (3) 2, 3-ジプロモプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤



- (4) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
- (5) 2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

3 施行期日

平成24年10月1日から施行することとしたこと。

4 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日（平成24年10月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成24年12月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、平成24年12月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。
- (2) 新たに劇物から除外し、毒物に指定した第1の1（3）に掲げる物であって、改正政令の施行の日現在において存在し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（第22条第5項において準用する場合も含む。）の規定による「医薬用外劇物」の表示がなされているものについては、平成24年12月31日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しないこととしたこと。
- (3) 改正政令の施行の日前にした第1の1（3）に掲げる物に係る違反については、改正前の罰則を適用することとしたこと。
- (4) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用するものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる毒物に指定したこと。
 - (1) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアントラキノン5.0%以下を含有するものを除く。）

(2) ヘキサキス (β , β -ジメチルエネチル) ジスタンノキサン (別名酸化フエン
ブタスズ) 及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したこと。

(1) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン 50%以下を含有する製剤

(2) 2-メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及びこれを含有する製剤

3 既に劇物として指定している沃化メチル及びこれを含有する製剤を農業用品目販
売業者が取り扱うことができるよう指定したこと。

4 施行期日

平成24年10月1日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定した物及び劇物から除外された物の性状、毒性等に
ついては、別添3のとおりであること。